

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成7年の63,566人をピークに減少傾向に転じ、直近の国勢調査（令和2年）によれば、平成7年比で17.8%減の52,203人である。

また、宮城県高齢者人口調査（令和4年度）によれば、本市の高齢化率は、34.3%であり、県平均の28.8%を上回る状況である。

本市の産業構造は、「卸売業・小売業」、「製造業」及び「運輸業・郵便業」の売上高の構成比が全国や宮城県と比較して高く、これら3業種の売上高は全体の約8割を占めている。

また、平成28年経済センサス活動調査によれば、本市に立地する事業所のうち従業者数20人以下の事業所の構成比は92.6%であり、本市経済の中核は中小企業者が担っていると言える。

現在、市内の事業所数は減少傾向にあり、中心市街地においては、商店の撤退による空洞化が進み、沿岸部の工業地域においても、空き物件や遊休地が多数見られる状況である。

また、令和5年3月のハローワーク塩釜管内における業種別の有効求人倍率を見ると、「生産工程の職業」が1.62、「サービスの職業」が1.54であり、本市主要産業における人手不足の深刻化が懸念される。

このような状況に鑑み、市内中小企業者の生産性の抜本的な向上により、人手不足や高齢化に対応した持続可能な事業基盤を構築し、市内事業所数の減少を抑制することは、喫緊の課題である。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更なる経済発展をしていくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、「製造業」、「建設業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」等多岐に渡り、多様な業種が市内の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、中心市街地、沿岸部の工業地域、離島等広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、「製造業」、「建設業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」等多岐に渡り、多様な業種が市内の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月21日～令和7年6月20日の2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。